

< 第15回 基準諮問会議資料 >

新規テーマの提案  
自己株式を利用した株式給付信託について

手塚 仙夫  
森 公高  
篠原 真

提言の背景

- ✓ 証券会社や信託銀行から「自己株式を利用した株式給付信託」(以下「ESOP」という。)に関する商品の提案がされており、大きくは次の2種類のものがある。
  - 従業員持株会型
  - 退職給付型
- ✓ 従業員持株会については、平成20年11月の基準諮問会議で検討の提案がなされ、平成21年2月に企業会計基準委員会(ASBJ)から公表された「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」の脚注でその考え方が示されてはいるが、それにとどまっている。
- ✓ 近時では様々な商品が提案されており、現行実務上、会計処理にばらつきが生じている可能性がある。
- ✓ 特に退職給付型に論点が多いと考えられる。
- ✓ 確かにESOPと一口に言っても様々なスキームがあり、特定のスキーム毎にルールを決めていくのは難しいことも理解している。
- ✓ また、ESOPは会社法との関係も整理する必要がある。
- ✓ ESOP(退職給付型)は商品設計が多様となっており、定義的に退職給付会計が適用できないと考えられるものが生じてきており、商品説明に弁護士の見解が付いていることが多い。

問題点及び提言

ESOPについて、どのような会計処理及び表示が適切であるか。考え方の整理をしていただきたい。

従業員持株型と退職給付型の概要と会計処理のポイント

( ) 従業員持株会型

(概要)

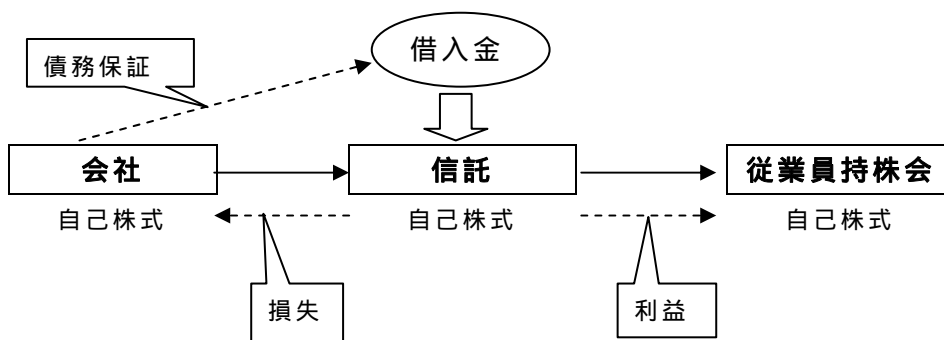
信託を組成し、自己株式を取得させ、その後、3年から5年の間に、信託から従業員持株会に徐々に自己株式を売却してゆく。

< 第 15 回 基準諮問会議資料 >

自己株式を活用した従業員向けのインセンティブを目的としている。

- (1) 信託は、銀行からの借入金を原資にして自己株式を取得し、会社は当該借入金に対して債務保証を行う。
- (2) 信託に自己株式を売却したのち、株価が上昇した場合の値上がり益は従業員（受益者）に帰属し、値下がりした場合には借入金の返済原資が不足するので、会社が債務保証を履行することにより、会社が損失を負担することになる。

（会計処理のポイント）



論 点	
信託は連結子会社に該当するかどうか	連結財務諸表の問題か、個別財務諸表の問題か。  子会社に該当する場合、会社法における親会社株式取得規制に抵触する。
信託をオフバランスするのか、オンバランスするのか	法律上、別人格であるとして、信託をオフバランスすると、債務保証の開示の問題となる。  「連結財務諸表における特別目的会社の取り扱い等に関する論点の整理」脚注 10 により、個別財務諸表上、総額法で取込むことにより、オンバランスするのか。
自己株式の処分の会計処理のタイミング	自己株式は、会社から信託に売却され、その後、信託から従業員持株会に売却されることにより、受益者に譲渡される。それぞれの時点の会計処理はどのように考えればよいか。
信託で発生した売却益と売却損の会計処	自己株式の売却益が発生する場合、最終的には従業員（受益者）に帰属するので、未払金・預り金な

< 第15回 基準諮問会議資料 >

論 点	
理	<p>どの負債とするか。</p> <p>自己株式の売却損が発生する場合、最終的には会社に損失が帰属するので、引当金等の対応が必要ではないか。</p>

会計処理に関するその他の論点として、一株当たり情報の開示、キャッシュ・フロー計算書の取扱いなどがある。

( ) 退職給付型

( 概 要 )

信託を組成し、自己株式を取得させ、従業員が退職したときに当該退職者に対して、当該自己株式を給付する(現金支給との併用あり)。

給付の方法は、従業員の勤続年数などに応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する自己株式を給付する。通常、1ポイント = 1株で給付する。

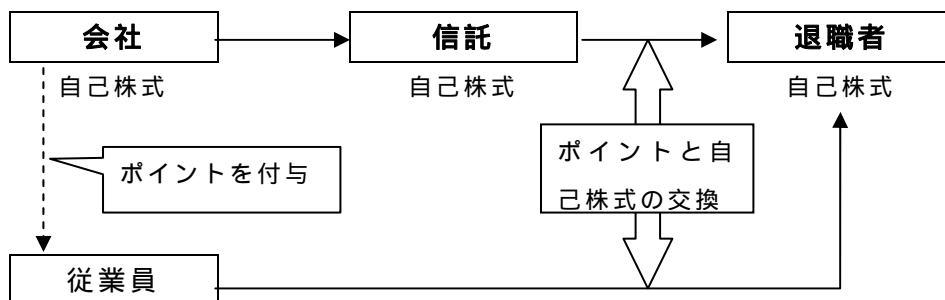
自己株式を活用した従業員向けのインセンティブを目的としている。

従業員が存在する限り信託は継続するスキームとなっているため、基本的に継続することが予定されている。

なお、退職給付型には、在職給付型も含む。

- (1) 信託は、会社から信託への拠出された資金を原資にして自己株式を取得する。
- (2) 従業員の勤続年数などに応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する自己株式を給付する。通常、1ポイント = 1株で給付する。

( 会計処理のポイント )



## &lt; 第15回 基準諮問会議資料 &gt;

	論 点	
	信託は連結子会社に該当するかどうか	<p>連結財務諸表の問題か、個別財務諸表の問題か。</p> <p>子会社に該当する場合、会社法における親会社株式取得規制に抵触する。</p>
	信託をオフバランスするのか、オンバランスするのか	<p>信託をオフバランスすると、自己株式の処分時の会計処理が不明確となる。</p> <p>「連結財務諸表における特別目的会社の取り扱い等に関する論点の整理」脚注10により、個別財務諸表上、総額法で取込むことにより、オンバランスするのか。</p>
	会社が従業員に付与するポイントの測定	<p>ESOPを対象とする明確な会計基準等はないと考えられるので、一般的な規定である「企業会計原則」注解18に基づき、付与されるポイントの負債の評価については、どのように行うか。</p>
	自己株式の処分の会計処理のタイミング	<p>自己株式は、会社から信託に売却され、その後、信託から従業員にポイントと交換されることにより、受益者に譲渡される。それぞれの時点の会計処理はどのように考えればよいか。</p>

以 上